

# 京都学・歴彩館所蔵の行政文書閲覧申請に関する事前連絡のお願い

令和2年5月1日  
資料課公文書担当

京都学・歴彩館公文書担当では、行政文書に含まれる「閲覧を制限すべき個人情報」について、近年の個人情報保護をとりまく状況をふまえて再審査をさせていただくことにしました。

これにともない、「審査を要する行政文書」については、来館されたその日に閲覧していただくことができなくなります。

閲覧を希望される際には、下記の方法でご連絡いただきますようお願いいたします。（「審査を要する行政文書」の確認は裏面をご参照ください。）

なお、行政文書に関するレファレンスなどご相談につきましては、これまでどおり対応させていただきますので、お気軽にカウンターにておたずねください。

## 記

### 1. 連絡方法

来館、メール、ファックス、郵送でご連絡ください。

申請書の様式は下記アドレスからダウンロードできます。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/kyoto2/navi/procInfo.do?fromAction=10&govCode=26000&keyWord=701&procCode=501>

### 2. 連絡に必要な事項

以下の5項目をお知らせください

- ①氏名
- ②閲覧目的(調査研究のテーマ、資料を閲覧したい理由など)
- ③簿冊番号
- ④簿冊名
- ⑤連絡先(電話番号、メールアドレス、ファックス番号、住所)

### 3. 審査に要する期間

15日以内。ただし、大量の閲覧申請などの場合は必要に応じ、調整させていただきます。確認が終了しましたら、上記2の⑤の連絡先までお知らせします。なお審査の結果、閲覧いただけない資料もありますので、ご了承ください。

## 参 考

「審査を要する行政文書」とは、京の記憶アーカイブ「資料をさがす(簡単)」の検索結果画面(簿冊目録にかぎる)の「制限/予約」の欄に、下記表の①と②のコメントがあるものです。

	「制限/予約」欄 の記載内容	閲覧までの流れ	当日 閲覧
①	要審査/要	閲覧希望のご連絡を受けてから、閲覧を制限すべき個人情報の有無について審査します。閲覧の準備ができましたらご連絡します。	×
②	一部あり/要	資料の一部に閲覧を制限すべき個人情報があり、その部分に封などをした状態で閲覧していただきます。大量に封をするための時間を要するので、閲覧の準備ができましたらご連絡します。	×
③	一部あり/不要	資料の一部に閲覧を制限すべき個人情報がありますので、その部分に封などをした状態で、当日に閲覧していただけます	○
④	なし/不要	閲覧を制限すべき個人情報がなく、当日に閲覧していただけます。	○
⑤	非公開/不要	全頁に閲覧を制限すべき個人情報があります。閲覧できません。	×

③と④についても、よりスムーズに閲覧いただくため、できるだけ事前にご連絡いただきますよう、ご協力をおねがいします。

連絡先 京都学歴彩館 資料課 公文書担当

〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町1番地29

メールアドレス: rekisaikan-shiryo@pref.kyoto.lg.jp(資料課)

電話番号: 075-723-4836 (直通)

FAX番号: 075-791-9466 (代表)